

令和 8 年度

奨学生募集のしおり

日立市教育委員会

日立市は、市民の教育の機会均等を図るため、能力があるにもかかわらず経済的な理由によって修学が困難な生徒及び学生に対し、奨学金の貸付けを行っています。

令和 8 年度の大学(短期大学、専門職大学、専門職短期大学、専門学校(専修学校の専門課程)を含む。以下同じ。)や高等学校(高等専門学校、専修学校の高等課程を含む。以下同じ。)の奨学生を次の要項により募集しますので、要項をよく読んで、先生や家族のみなさんと相談して出願してください。

(注) 専修学校には、その入学資格によって高等課程、専門課程が置かれます。

- 1 高等課程……中学校卒業程度の方に対して、中学校教育の基礎の上に心身の発達に応じて教育を行う課程。これを置く学校は高等専門学校と称することができます。
- 2 専門課程……高等学校卒業程度の方に対して、高等学校教育の基礎の上に教育を行う課程。これを置く学校は専門学校と称することができます。

「高等課程」及び「専門課程」は、機械の修理のほか、建設、医療、栄養の指導、保育、経理などに類する職業に必要な技術の教授を目的とする修業年限 2 年以上の高等課程及び専門課程で、文部科学省令で定めるものに限りします。

募 集 要 項

1 出願資格

高等学校に進学を希望し、学校の正規の課程を優秀な成績で修業できると認められる方、又は、大学に進学を希望し、大学の正規の課程を優秀な成績で修業できると認められる方で、次のいずれにもあてはまる方。

- (1) 本人又は保護者が 1 年以上日立市内に住んでいる。
- (2) 40 歳未満である。
- (3) 修学上、学費を負担することが困難である。
- (4) 修学に耐え得る健康状態である。
- (5) 他に奨学金の貸付けを受けない(受けていない)。

※ 給付型奨学金(返還不要の奨学金)は、併給可能。